

一般民事事件のサポート料金

相談料：5,500円/30分 消費税込
以後、15分毎に2,750円加算。

椿総合法律事務所



椿行政書士事務所

R6/1/19 現在

債権回収、損害賠償請求など 一般民事事件に関する 弁護士 報酬

※ すべての金額は税込みの金額です。
※ 全ての料金には実費が別途かかります。
※ 着手金・報酬金額は、事件の内容、難易により増減を協議することがあります。

不明な点、心配な点は遠慮なくご質問ください。

着手金	●着手金●		
	弁護士に事件を依頼したときに、その事件を始めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払い頂くものです。		
	請求額	報酬金額	備考
	0～300万円	請求額の8.8%	但し、11万円が下限となります。
	～3,000万円	請求額の5.5% +99,000円	※日本弁護士連合会報酬等基準規定（旧規定）に準拠しています。
～3億円	請求額の3.3% +759,000円	※上記金額の他、諸経費（印紙代、郵便切手代などの実費）が別途必要となります。	
3億円を超える場合	請求額の2.2% +4,059,000円	※左記金額は、一応の目安です。事件の難易や事情によって増減することがあります。	

報酬金	●報酬金●		
	事件等が終了したとき（結果が勝訴判決・和解成立・調停成立・示談成立など）に、委任事務処理の対価として成功の程度に応じて、お支払い頂くものです。		
	請求額	報酬金額	備考
	0～300万円	経済的利益の17.6%	但し、11万円が下限となります。
	～3,000万円	経済的利益の11% +198,000円	※日本弁護士連合会報酬等基準規定（旧規定）に準拠しています。
～3億円	請求額の6.6% +1,518,000円	※上記金額の他、諸経費（印紙代、郵便切手代などの実費）が別途必要となります。	
3億円を超える場合	請求額の4.4% +8,118,000円	※左記金額は、一応の目安です。事件の難易や事情によって増減することがあります。	

その他の業務については
こちらをご覧ください。

